

始良中央地区合併協議会

第3回会議



城山公園

国分市



神の湯

霧島町



乗馬クラブ

牧園町



丸岡公園

横川町

平成15年6月26日(木) 午後1時
国分シビックセンター多目的ホール

第3回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年6月26日(木) 午後1時から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

(今回は、報告・協議・議決事項はありません。)

5 次回の会議内容について

協議第3号 合併協定項目について

6 その他(次回開催日程の連絡など)

7 閉 会

❖ 行政視察(2回目=国分市→霧島町→牧園町→横川町)

❖ 懇親会(国分シビックセンター多目的ホール)

<配布資料>

- ・ 第3回会議資料

<次回の協議会の開催日程>

第4回協議会は、7月10日(木)午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸 般 の 報 告

期 日	内 容	備 考
6月12日	第2回協議会・行政視察	
	第1回電算情報専門部会・分科会	調整班
6月13日	第2回まちづくりワーキング会議	計画班
	新市将来構想住民アンケート調査用紙配布	各市町
6月16日	協議会ホームページ運用開始	総務班
6月19日	第3回まちづくりワーキング会議	計画班
	第3回幹事会	
6月24日	加治木総務事務所管内法定協事務局連絡会	
6月26日	第3回協議会・行政視察	

合併協定項目について

合併協定項目を別紙のとおり定めることについて、協議を求める。

平成15年 7月10日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

合併協定項目

<基本的協定項目>

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い

<合併特例法による協定項目>

- 6 新市まちづくり計画
- 7 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 8 地域審議会の設置
- 9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 10 地方税の取扱い
- 11 一般職の職員の身分の取扱い

<その他必要な協定項目>

- | | |
|-------------------|------------------|
| 12 特別職の身分の取扱い | (7) 交通関係事業 |
| 13 条例、規則等の取扱い | (8) 窓口業務 |
| 14 事務組織及び機構の取扱い | (9) 保健衛生事業 |
| 15 一部事務組合等の取扱い | (10) 環境衛生事業 |
| 16 使用料、手数料等の取扱い | (11) 障害者福祉事業 |
| 17 公共的団体等の取扱い | (12) 高齢者福祉事業 |
| 18 補助金、交付金等の取扱い | (13) 児童福祉事業 |
| 19 町名・字名の取扱い | (14) 生活保護事業 |
| 20 慣行の取扱い | (15) その他の福祉事業 |
| 21 国民健康保険事業の取扱い | (16) 農林水産関係事業 |
| 22 介護保険事業の取扱い | (17) 商工・観光関係事業 |
| 23 消防団の取扱い | (18) 建設関係事業 |
| 24 自治会・行政連絡機構の取扱い | (19) 上・下水道事業 |
| 25 各種事務事業の取扱い | (20) 学校教育事業 |
| (1) 男女共同参画事業 | (21) コミュニティ施策 |
| (2) 姉妹都市・国際交流事業 | (22) 社会教育事業 |
| (3) 電算システム事業 | (23) 情報公開制度 |
| (4) 広報広聴関係事業 | (24) 社会福祉協議会関係事業 |
| (5) 納税関係事業 | (25) 第三セクター等関係事業 |
| (6) 消防防災関係事業 | (26) 病院関係事業 |
| | (27) その他事業 |

始良中央地区合併協議会 協定項目の協議内容

合併協定項目		協議内容
◎基本的協定項目		
1	合併の方式	合併の方式は、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態がある。「新設合併」とは、既存の市町村を廃止して、新しい市町村を設置する場合をいい、対等合併とも言われている。「編入合併」は、既存の市町村を他の市町村に編入する場合をいい、吸収合併とも言われている。
2	合併の期日	法律上の規定はないが、合併特例法の有効期限が平成 17 年 3 月 31 日となっており、同期限までに合併が行われない場合は財政支援措置等が受けられない。
3	新市の名称	「新設合併」の場合は、関係市町の全てが廃止されるので、新市の名称を決めなければならない。 なお、名称については、住民生活の基本となるので、十分協議する必要がある。
4	新市の事務所の位置	「新設合併」の場合は、新たに事務所（本庁）の位置を決めなければならない。 なお、新しい事務所の位置については、住民の利便性、交通事情、他の官公庁との関係等を考慮し十分に協議する必要がある。
5	財産の取扱い	新市の一体性の観点から、合併前の市町が持っていた財産（土地、建物、債権、債務等）は、全て新市に引き継ぐ場合が多く、公の施設を共有できることは、住民にとっても大きなメリットである。
◎合併特例法による協定項目		
6	新市のまちづくり計画	新市のまちづくりの基本方針、根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備、財政計画等を示し、住民の合併の適否を判断してもらうマスタープランを作成する。
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	「新設合併」の場合は、関係市町の議会議員は全てその身分を失い、原則新定数で選挙が行なわれるが、旧市町住民の意思を反映させるため、合併後の一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置がある。
8	地域審議会の設置	新市の均衡ある発展、地域の実情に応じた施策を行うために旧市町の区域ごとに設置することができ、新市長の諮問により審議又は意見を述べることができる。
9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	「新設合併」の場合は、関係市町の農業委員会委員は全てその身分を失うが、委員定数、任期に関する特例措置がある。
10	地方税の取扱い	地方税法上、市町が課することができる税は、「市町民税」「固定資産税」「軽自動車税」などの普通税と、「国民健康保険税」「入湯税」などの目的税がある。 このうち、税率が法で定められ変更の余地がないもの以外は、市町間で税率や税目等が異なっている場合があるため、合併後直ちに新市の全区域にわたって均一課税をすることで、住民負担に均衡を欠くときは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年間に限り、不均一課税を行うことができる。
11	一般職の職員の身分の取扱い	「新設合併」の場合は、勤務していた市町の法人格が消滅するため、当該職員は失職することになるが、合併特例法により、新市の職員としてその身分が引き継がれる。ただし、職員の任用、給与等については協議が必要である。

◎ その他必要な協定項目		
12	特別職の身分の取扱い	「新設合併」の場合は、首長、助役、収入役、教育長である常勤の特別職及び教育委員、選挙管理委員などの非常勤の特別職は、全て身分を失い、新市で新たに選挙、選任されることになる。
13	条例、規則等の取扱い	「新設合併」の場合は、関係市町の法人格が消滅するため、各市町の条例、規則等は失効し、新市において必要な条例、規則等は新たに制定し施行されることになる。 ただし、合併期日からすぐに施行しなければならない条例については、新市の市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行することとし（規則等については、制定権者の職権により制定し施行する。）、特に緊急を要しないものについては、合併後速やかに制定することになる。
14	事務組織及び機構の取扱い	「新設合併」の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。 新市の事務処理組織及び機構の設置は、新市の市長職務執行者が行うものであるが、その準備については、関係市町間で協議を行った上で、合併後の事務執行に支障がないように配慮するとともに、将来の効率的な行政組織になるよう協議する必要がある。
15	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合を構成する市町が合併を行う場合は、一部事務組合等の脱退、加入の手続きや規約変更等の手続きが必要となる。 また、住民サービスに支障が生じないよう関係する一部事務組合等は、十分な協議が必要である。
16	使用料、手数料等の取扱い	住民生活に非常に関わりが深く、住民が負担するので、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料等について取扱いが違う場合は、十分協議する必要がある。
17	公共的団体等の取扱い	公共的団体等とは、農業協同組合等の協同組合、商工会等の産業経済団体、青年団、女性団体等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体をいう。 合併特例法では「市町村合併に際して、その区域内の公共団体等はその統合整備を図るよう努めなければならない」とされているように、合併後、新市としての一体感を醸成する意味からも統合されるのが理想的であり、これらの団体への働きかけの基本方針について協議する必要がある。
18	補助金、交付金等の取扱い	関係市町においては、それぞれの施策として、各種団体に対して補助金や交付金等を交付するなどの財政支援を行っている。 合併の際には、関係市町が従来行ってきた補助制度の経緯、実情を十分把握するとともに、新市の振興にどのように役だてていくかを明確にし、新市の財政状況等にも配慮しながら協議する必要がある。
19	町名・字名の取扱い	合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は町（字）の区域若しくは名称の変更の場合は、地方自治法の規定に基づき、首長が当該市町議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出る必要がある。 また、町名・字名については、地域の歴史や文化により、住民の愛着があるため従来どおり存続させる場合が多いが、同一の町名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、調整の必要がある。
20	慣行の取扱い	関係市町で定めている市町村章、花、木、鳥、歌等においては、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら協議するものであるが、新市のシンボルとなるので、できるだけ早く統一することが適当である。

21	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険は、市町が保険者として運営しているが、賦課方式、保険料率、納期等が異なっているため、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に協議する必要がある。また、新市が税方式を採用した場合は、合併特例法の規定による不均一課税を行うことができる。
22	介護保険事業の取扱い	介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があるため、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要がある。 また、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に協議する必要がある。
23	消防団の取扱い	消防団の取扱いにおいては、住民の生命及び財産に、直接大きな影響を及ぼすので、災害時における指揮命令系統に支障が生じないように、合併の際、統合することが適切である。 ただし、関係市町においては組織構成、待遇等が異なるため、暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられる。
24	自治会・行政連絡機構の取扱い	自治会の区域、名称、組織、役員等の自治会制度や行政と住民を結ぶ各種連絡制度について現状を把握し、合併後のあり方等について協議する必要がある。
25	各種事務事業の取扱い	
(1)	男女共同参画事業	合併後も、新市として男女共同参画社会を目指す行動計画を策定する必要がある。
(2)	姉妹都市・国際交流事業	合併後も、従前の実情を踏まえて、継続して事業を実施することが期待される。
(3)	電算システム事業	住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合と新システムの構築を図り、電子自治体の構築を検討する必要がある。
(4)	広報広聴関係事業	合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要である。
(5)	納税関係事業	新市の自主財源の確保・強化のため、滞納整理等の実務能力の向上と、体制を整備する必要がある。
(6)	消防防災関係事業	地域防災計画、水防計画等の策定や対策は、新市において速やかに策定することが必要である。
(7)	交通関係事業	交通関係事業（地域運営バス等、交通安全等）においては、住民生活の安全や地域住民交通手段の確保の観点から引き続き推進しなければならないものであるため、新市において速やかに統一する必要がある。
(8)	窓口業務	窓口業務においては、住民サービスの向上を観点に、例えば、各支所、出張所ごとの総合窓口の設置、休日の窓口開庁業務等の実施、申請手続きの簡素化等を行う必要がある。
(9)	保健衛生事業	住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なもの（健康診査などの保健事業）であるため、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整する必要がある。

(10)	環境衛生事業	住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なもの（公害、ごみ処理、火葬場、狂犬病、温暖化、飲用水、献血、し尿等の収集と処理などの衛生事業）であるため、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整する必要がある。
(11)	障害者福祉事業	障害者福祉事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し、充実に努める必要がある。
(12)	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、老人保健福祉計画を新たに策定し、保健福祉制度の充実に努める必要がある。
(13)	児童福祉事業	児童福祉事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、子育て支援事業等については、統合又は再編し、充実に努める必要がある。 保育事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は現行どおりである。保育料については、一般的には、国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整を行うこととするが、ただ団体間において著しく差異がある場合は、調整期間を設け、激変緩和に努める必要がある。
(14)	生活保護事業	生活保護事業においては、国等の制度に基づいて実施している事業は現行どおりである。
(15)	その他の福祉事業	その他の事業においても、地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めることが必要である。
(16)	農林水産関係事業	農林水産振興事業においては、同一又は類似する事業は農林水産の振興を図るよう統合又は再編し、基盤整備事業、農林水産業団体の育成事業については継続することが適当である。
(17)	商工・観光関係事業	商工・観光事業においては、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業は、商工・観光振興を図るよう統合又は再編する必要がある。
(18)	建設関係事業	道路事業においては、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努め、住宅事業については、住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努める必要がある。 このほか、都市計画事業と河川事業等については、財政計画との調整を図りながら進める。
(19)	上・下水道事業	上・下水道事業においては、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、助成制度等の調整や給水（処理）地域、事業会計、基金等について調整する必要がある。
(20)	学校教育事業	学校教育事業においては、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、通学区域の見直し等教育環境の充実に努める必要がある。
(21)	コミュニティ施策	コミュニティ施策は、新市まちづくり計画において、重要な要素であり住民活動の高揚に資するため、新市において引き続き推進する必要がある。
(22)	社会教育事業	社会教育事業においては、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのための学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように再編する必要がある。
(23)	情報公開制度	情報公開制度、新市長の資産等の公開及び個人情報保護等について、新市において引き続き推進する必要がある。
(24)	社会福祉協議会関係事業	社会福祉協議会事業については、自主運営の尊重と、各種補助金の取扱いについて調整する必要がある。

(25)	第3セクター等関係事業	経営状況を含め、情報を開示し合併後の運営形態等について十分に協議する必要がある。
(26)	病院関係事業	経営状況を含め、情報を開示し合併後の運営形態等について十分に協議する必要がある。
(27)	その他事業	上記事業以外の事業について定める。

合併の方式に関すること(新設合併・編入合併)

(参考資料)

		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
名称		新たに制定する。	編入する市町村名称とすることが多いが新たに制定することができる。
事務所の位置		合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置とする。
市町村の長		合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新市での選挙で選任される。	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	合併と同時にすべての議員は失職する。新市の法定数(34人)による設置選挙を行う。	編入する市町村の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議員は失職する(著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍(68人)まで)とする。 ② 合併関係市町村の議会の議員で新市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。(120人が最長2年間)	次のいずれかによることができる。 ① 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) ② 編入される市町村の議会の議員で新市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員	原則	合併と同時にすべての委員は失職する。新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち新市の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で1年以内の間、在任できる。	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、新市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		合併関係市町村の特別職は合併の日の前日に失職する。なお、新市の首長は選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることとなる。	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員、合併の日の前日に失職する。
条例規則		合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

※農業委員会の委員については、この合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

1 市 6 町の行政視察について

1 趣 旨

1 市 6 町にはそれぞれの歴史や文化があります。そこで各市町を訪れ、行政施設等を視察して各市町の現状を把握し、これからの合併協議の参考とすることを目的とする。

2 日 時 平成 15 年 6 月 26 日 (木) 午後 1 時 00 分～午後 5 時 4 0 分

3 場 所 1 市 6 町の行政棟 (国分市、霧島町、牧園町、横川町)

4 参加者 合併協議会委員及び事務局

5 説明者 各市町合併担当課長等

6 方 法 バスを利用して、順番に各市町を視察する。

7 行政視察日程表

平成 15 年 6 月 26 日 (木)

協議 13:00～13:30 (国分シビックセンター多目的ホール)

国分市役所 13:30 (説明) 14:00 (出発) →14:30 (到着) 霧島町役場

15:00 (出発) →15:30 (到着) 牧園町役場 16:00 (出発) →16:30 (到

着) 横川町役場 17:00 (出発) →17:40 (到着) 国分市役所

※6月26日は、午後6時から多目的ホールで懇親会を開催します。